

# イギリス地方都市における宗教改革

ブリストルとノリッチ

唐 澤 達 之

The Reformation in English Provincial Towns:  
Bristol and Norwich

Tatsuyuki KARASAWA

## 1. 宗教改革と都市

「宗教改革と都市」というテーマは、イギリス史研究の上では比較的新しいテーマであり、近年その研究成果が少しずつ発表されてきているものの、こうした研究状況は、ドイツ史研究とは非常に対照的である。ドイツ史研究においては、宗教改革と都市は密接に関連づけられながら論じられ、膨大な研究が蓄積されてきた。「ドイツの宗教改革は都市的な現象であった」というディケンズの指摘は<sup>①</sup>、「農民宗教改革」という言葉が登場した現在では、額面どおりに受け取ることはできなくなっているとしても<sup>②</sup>、宗教改革において都市の果たした役割の大きさが否定されたわけではない。また、わが国においても、増田四郎の市民共同体論を祖型として、1970年代以降の中世都市研究の隆盛を背景に研究成果があげられている<sup>③</sup>。これら一連の研究に共通する視角は、宗教改革を単に宗教思想上の問題として捉えるのではなく、社会現象として捉えるために、当時の社会構造との関連、とりわけ宗教改革運動の最も強力な推進力の1つとなった都市との関連を問うた点である。

ドイツ史研究とは対照的に、イギリス史研究においては、宗教改革と都市の関連はこれまであまり顧みられなかった。それには様々な理由が考えられるが、イギリス宗教改革史研究とイギリス都市史研究の双方の事情が関係していると考えられる。まず、宗教改革史研究についていえば、宗教改革理解が近年混沌の度合いを高めていることが考えられる。ヘイグの整理によれば、大きな論点は2つあり、1つは改革の主導権が「上から」のものなのか、「下から」のものなのか（国王による押しつけか、民衆的な支持を得たものなのか）という点であり、もう1つは改革の進展速度が「速い」のか、「遅い」のか（ヘンリ8世によって始められた宗教改革がエリザベスの即位によって完

成したとみるのか、エリザベス即位以降を宗教改革の本格的な展開期とみるのか)という点である。これら2つの論点の組み合わせにより、宗教改革理解は4つのタイプに整理されることになる。近年は「修正論」による通説破壊が進められ、宗教改革理解は混迷している<sup>(4)</sup>。

次に都市史研究をみると、まず、イギリス都市が大陸の都市に比肩するような「都市性」を持たないとされてきたことがある。イギリスでは、ドイツにみられたような「ツンフト支配」は成立せず、王権の強さもあり「共同体」としての完成度は低いと理解されてきた。わが国でも、共同体の崩壊の中から成長してくる農村工業の担い手たる中産的生産者層とピューリタニズムとの親和性を重視する比較経済学派的な資本主義発達史理解も、「農村的なイギリス」という理解を前提としていたように思われる。したがって、共同体的社会構成と宗教改革の関連如何という視角からすれば、イギリス都市は宗教改革にはなじまないことになる。しかし、だからといって都市史研究が進められなかったわけではもちろんない。都市史は1970年代以降急速に進展した研究領域である<sup>(5)</sup>。だが、イギリス都市史研究は、レスタ学派の主導の下に進められたこともあり、社会経済史的研究を基礎としており、まずもって論争のテーマとなったのは「都市の盛衰」であり、宗教・政治の問題は正面から取り上げられることはあまりなかった。したがって、宗教改革は、都市の社会経済的側面に対する外在的なインパクトとして位置づけられるにとどまり、宗教改革と都市の関連はほとんど問われてこなかった。

それでは、イギリスの場合、「宗教改革と都市」というテーマを設定することは可能なのだろうか。この点について、ここではさしあたり、2点指摘しておきたい。第1に、宗教改革史研究の側からは、1980年代のコリンソンによる問題提起をはじめとして、宗教改革と都市の関連を扱った研究が現れてきている<sup>(6)</sup>。また、必ずしも対象を都市に限定した研究ではないが、ヨーロッパ史的な展望の上で、宗教改革期にいたるイギリスの教区の共同体的な側面を意識的に掘り起こそうとするキュミンの研究などは、ドイツ史研究との接点を模索するものといえよう<sup>(7)</sup>。宗教改革史研究における修正論を全面的に受け入れるかどうかは別としても、地方史研究の進展により宗教改革の展開の地域差が浮き彫りにされてきており、したがって、地域差を生み出す諸変数の考察へと導かれることになる。

第2に、都市史研究は、1980年代以降人口・経済の趨勢から、都市社会の社会問題への対応力の問題へと関心を移してきている。いわゆる「危機」と「安定」の議論である。近世ロンドンを主な舞台として展開したこの議論によって、近世における都市共同体の実態が正面から検討され、その危機への対応力、すなわち共同体の社会統合機能が一定程度評価されるにいたった<sup>(8)</sup>。この議論は、積極的に宗教改革研究に接近するものではないが、都市共同体の内部編成、共同体構成員のアイデンティティ、支配の正当性といった問題に関わる以上、宗教改革との関連は避けて通ることのできない問題となるであろう。したがって、ここに「宗教改革と都市」という問題設定の可能性が見えてくる。

さて、本稿は、イギリス都市における宗教改革の展開のあり方と社会構造の間の相互関連を探る

ために、宗教改革期のプリストルとノリッチを比較し、両都市における宗教的対立のあり方、都市政府の対応のあり方に見られる相違点を明らかにしながら、そうした違いを生み出す要因について若干の考察を試みるものである。プリストルとノリッチの両都市とも宗教改革が1530年代から進展し、1570年代までにはカトリックに彩られた様々な都市儀礼がほぼ姿を消し、少なくとも支配層はプロテスタントによって占められるようになる。この意味では、宗教改革の展開は速かったといえるだろう。しかし、宗教改革の展開過程には違いが見られる。宗教改革期に多くの都市では、国王の宗教政策の紆余曲折と民衆レベル・支配層レベルでの宗教的多様性が絡み合い、都市内部における宗教的対立が都市共同体の存続を根底から脅かしたと考えられるが、都市内部における宗教的対立の展開のあり方を仔細に見ていくと、都市間に違いがあることに気づく。ここでは、そうした違いを生み出す要因として、都市と外部権力の関係と、都市共同体の内部編成に着目する。プリストルとノリッチを選択したのは、地方都市における宗教改革の実証的な研究が少ない状況にありながらも、この2都市については近年研究が蓄積されてきたという事情と、2都市ともイギリス近世都市のハイアラキーのなかではロンドンにつぐ第2ランクに属する代表的な地方中心都市 provincial town であるという事情からである。以下、次節において、宗教改革期の両都市における宗教的対立の現れ方の違いをおさえたのち、対立のあり方を規定すると考えられる、都市と外部権力の関係、ついで都市共同体の内部編成へと議論を展開する。

## 2．都市内における宗教的対立

まずプリストルにおける宗教的対立のあり方を理解するために、ここではヒュウ・ラティマ Hugh Latimer とジョージ・ウィシャート George Wishart をめぐるエピソードに触れておきたい。プリストルでは1530年代から宗教的対立が表面化するが、激化するきっかけとなったのは、1533年3月に地元の聖職者の招きで改革派のヒュウ・ラティマがプリストルで説教したことであった<sup>9)</sup>。その時、プリストル市長クレメント・ベース Clement Base は、都市政府のメンバーを対象としたイースターの説教を依頼したのだが、その直後にこれに対抗して、プリストルの保守的な聖職者たちは、ウスタ司教座聖堂尚書役 Chancellor であるトマス・バガアド Thomas Bagard を説得し司教管区内における無許可の説教を禁止させ、ラティマによるイースターの説教を阻止した。彼らは、ラティマのかわりに、旧来の教会制度に忠実な聖職者であるウィリアム・ハバダイン William Hubberdine とエドワード・パウエル Edward Powell を招いたのであった。こうして、改革派と保守派の対立が始まるが、劣勢にたった都市政府は、プリストルのドミニコ会修道院長 prior of the Dominicans であるジョン・ヒルズイ John Hilsey（ラティマを招いた聖職者の1人であるがその後ラティマ批判にまわった）を説得し、バガアド宛にラティマの説教の許可を求める手紙を書かせ、首尾よく成功し、ラティマは再びプリストルでキリスト昇天祭の週に説教をした。再びこれに対抗してハバダインが説教し、宗教的対立はエスカレートする。都市政府は、聖霊降臨祭の週にパー

ス・ウェルズ司教管区に属するセント・メアリ・レドクリフ教区 St. Mary Redcliffe での説教にヒルズィを招き、ハバダインがその教区で最近行った説教に対抗することを企図したが、司教からの許可が得られず彼の説教を聴くことはできなかった。

これに対して都市政府側は、ヒルズィと他の聖職者3名とともに、パウエルとハバダインに対する抗議を内容とする請願を国王評議会 King's Council に提出した。クロムウェル Cromwell の対応は、都市政府にハバダインを拘置することを認めるとともに、ブリストルの税関吏 Customer であるジョン・バーソロミュウ John Bartholomew に調査を委任する。バーソロミュウが人選した調査委員会は保守的なメンバーによって構成されていたため、都市政府がハバダインに対して批判的な証言を集めて調査委員会に提出したが、調査委員会による報告書は、ラティマを批判しハバダインを支持するものであった。しかしながら、市長ベイスは、クロムウェルに7月10日付け(調査委員会報告書の日付の前日にあたる)の書簡を送り、調査委員会の調査結果に関する真実を伝えることに成功し、ハバダインは少なくとも2年間はロンドン塔に拘置され、都市政府はクロムウェルに法律顧問官 town recorder の職を提供した。その後、ラティマは1535年にウスタ主教に着任するが、彼に対する保守派の批判はその後も市内でくすぶり続ける。

さて、1530年代末には、スコットランドのプロテスタント急進派であるジョージ・ウィシャートの説教をめぐる問題が生じる<sup>(10)</sup>。ウィシャートは1539年1月10日以前に市内で説教をし、都市政府によって拘置されていたが、その後民衆暴動の危険が迫ったことから釈放され、5月15日には市内で説教した。これに対する苦情が出たために、市長はクロムウェルに6月9日付けで指示を仰ぐ書簡を送った。その様子を伝える急進派の手になる3通の手紙は、聖俗の双方を含む都市の有力者を個名で直接批判しており、急進派を受け入れる土壌が市内にあったことがうかがえる。これに対する都市政府の対応は難しいものがあった。というのも、ウィシャートに対する批判の声も市内で高まり、都市政府は対応を迫られるものの、さしあたり今回は王権に頼ることが難しい状況にあったからである。なぜなら、ウィシャートがブリストルで最初に説教をした後クロムウェルの前に出頭したが、クロムウェルはウィシャートを拘置しなかっただけでなく、クロムウェルもラティマも彼を支持する可能性があったからである。そのため、都市政府は、しばらく静観し、クロムウェルからの指示をまつのが精一杯であった。しかし、打つ手がなく困っていた都市政府にとっては、幸運なことに、1539年6月に六箇条法が制定され、国王の宗教政策がカトリズムの方にゆり戻されたために、同法の制定に反対していた主教の1人であったラティマは辞職し、他方、クロムウェルの対応は定かでないが、事の成り行きをみると、彼はウィシャートを見捨てたと思われる。大主教クランマは、ウィシャートを喚問し彼を異端として処分した。

このような1530年代のブリストルにおける宗教的対立について、ここでは2点ほど留意しておきたい。第1は、市内における宗教的対立の激しさである。ブリストルの聖職者、市民の宗派構成を量的に測ることはできないが、ラティマやウィシャートのエピソードから察するに、市内には、旧来の教会制度を維持しようとする保守的な勢力、改革を推進しようとする勢力、より急進的な改革

を求める勢力が並存し、これらの勢力間の宗教的対立が、扇動的な説教によって聖職者のみならず俗人をも巻き込み、都市の秩序を脅かすほどエスカレートしていったことが確認できる。第2は、そうした宗教的対立の激化への都市政府の対応のあり方である。都市政府の核をなす市長とオルダマンの中には数名の改革派がいたように思われるが、改革派が都市政府内部でどの程度の影響力を持っていたかは定かでない<sup>(11)</sup>。しかしながら、都市政府は、保守派の攻勢によって都市政府の公式の説教でさえ統制できなかったことや、急進派による都市の支配体制に対する批判といった事態に直面して、宗教的対立への対応を迫られることになる。その際、都市政府がとった対応は、対抗勢力を抑圧するために王権に指示をあおぐことであり、そして王権の支持を得ることによって思惑通りにか、王権の宗教政策の変化によってかは別にして都市政府の権力が保たれるというものであった。

ところで、こうしたプリストルの状況とは対照的に、ノリッチにおける宗教的対立は都市の秩序を脅かすほどに過熱することはなかった。確かに、16世紀のノリッチも宗教的対立を全く免れているわけではなかった。市内にはカトリックの拠点となったセント・グレゴリ教区教会 St. Gregory Church の存在を確認できるし、また、都市政府の核をなす市長裁判所 Court of Mayoralty は少なくとも1560年代まではカトリックとプロテスタントの両者によって構成されていた<sup>(12)</sup>。さらに、国王の宗教政策に対するそれぞれの立場からの批判の声を聞くことができるのであり、宗教的対立がエスカレートする可能性は十分あった。しかし、プリストルとは異なり、宗教的対立が激化することはなかった。

また、市政府の対応もプリストルとは異なり、ノリッチ都市政府は画一的な宗教政策をとらなかったのである。ノリッチでも国教会非信従者 nonconformist が訴追されることがあったが、その場合でも特殊な方法で行われた。逮捕・処刑は全くしないか、仮にそうした場合でもとても軽いものであった。1539年に制定されたカトリックよりの六箇条法は、議会制定法であったことから処罰をもって強制され、ロンドンでは都市政府により数百人の異端の投獄に結果した調査が行われたが、ノリッチでは同法違反で逮捕された者は1人もいなかった<sup>(13)</sup>。エドワード6世の治世は、教義の面での改革が進展するがゆえに、都市住民内部でのカトリックとプロテスタントの間の違いが明確になってくるとともに、プロテスタントの内部においても対立が見られるようになるが、都市政府の対応のあり方は変わらない。カトリックが一時的に復活するメアリの治世に異端弾圧法の犠牲となった約300名のうち、85%は南東部の司教管区（ロンドン、カンタベリ、チチェスタ、ノリッチ）の出身であり、ノリッチで火刑に処せられた者は40名以上いるが、そのうちノリッチ出身者は2名だけであった<sup>(14)</sup>。また、メアリによる迫害から逃れるために大陸へ亡命した可能性が高いノリッチ出身のプロテスタントは4名だけである<sup>(15)</sup>。いずれにせよ、ノリッチは主教座であると同時に多くのプロテスタントの停泊地であったにも関わらず、都市政府がメアリ期のプロテスタント迫害に加担しなかった。

エリザベス1世の治世においても、都市政府の対応は変わらない。ただ、1569年に北部の反乱が

勃発したことや、1570年2月にローマ教皇ピウス5世がエリザベス破門の教書を出した結果、カトリックに対するエリザベスの姿勢が強硬になっていくことを背景として、カトリックによる陰謀の危険性が当市にもなかったわけではない。1570年5月からカトリックである数名のノフォクのジェントリが当市を頻繁に訪れ、市内のジェントルマンとともに民衆を扇動し、市内のオランダ人、ワロン人移民の排斥運動を展開し、6月に入ると武装集団を編成してノリッチを奇襲しようとするが、都市政府はノフォクの役人の助けを借りて、首謀者と武装集団を逮捕した。逮捕後の取り調べから、首謀者たちの本来の目的が北部の反乱で捕えられたノフォク公の解放とエリザベスの廃位にあったことが判明したのである。しかしながら、この事件の後、都市政府が市内のカトリックを弾圧した形跡は見られない。市内には、カトリックの拠点となっていたセント・グレゴリ教区教会があり、この教会は、ノリッチ主教ジョン・パークハースト John Parkhurst が1569年に内陣床敷 rood loft の除去を命じたにも関わらず、1573年の時点でもそれがあっただけでなく、パークハーストはこの教区に改革反対派が多く存在することを大主教パーカに伝えている。都市政府は、この教会の存在を知っておりながら弾圧はしなかったのである<sup>(16)</sup>。

マクレンドンは、以上のようなノリッチ都市政府の宗教政策を、事実上の「寛容」政策であるとする<sup>(17)</sup>。そうした対応がとられた結果、都市政府が、市内における宗教的対立に加担してそれをエスカレートさせることは基本的になかったし、そしてまた、王権の介入を極力回避することができたといえよう。

### 3. 都市と外部権力の関係

ブリストルとノリッチの間に、宗教的対立のあり方や都市政府の対応のあり方に以上のような違いが生まれてくるのはなぜだろうか。本稿では、都市と外部権力の関係と、都市共同体の内部編成という2つの点にその手がかりを求めていくことになるが、本節ではまず、都市に対して大きな影響力を及ぼす外部権力である教会および王権と都市の三者の関係を中心に検討する。

中世より宗教改革期にいたるまでの両都市と教会の関係における大きな違いとしてまず指摘しなければならないのは、ブリストルが、宗教改革後初めて主教座都市となったのに対して、ノリッチが、宗教改革以前から司(主)教座都市であった点である。宗教改革以前、ブリストルはウスタ司教区とバース・ウェルズ司教区に分割され、両司教座から地理的に離れていただけでなく、両司教は16世紀初頭には不在であることが多く、また、13世紀以来カンタベリ大司教がブリストル市民を市外の教会裁判所で裁くことを禁止した規定があった。このため、ブリストル市内における教会権力は相対的に弱かったといえる。宗教改革期の1542年6月4日にブリストル主教区が設立されるが、新しい主教区は、財政的に貧しく、主教の指導力も乏しかった。国王によるリー・マナ manor of Leigh の押収や、グロスタ主教区との管轄領域をめぐる争いなどによって、常に脅かされていた<sup>(18)</sup>。

ブリストルが宗教改革期まで司教座都市でなかったことは、市内における聖職者と市民の間の関

係にも影響を及ぼしていた。一般に司教の帰属意識はカトリック教会にあるために、都市内部の他の聖職者たちとは一線を画す傾向がある。しかし、ブリストルは司教座ではなかったために、市内の聖職者たちは、自らを都市的規模での聖職者の共同体の一員として、また、その聖職者の共同体を都市共同体に統合された一部分として認識していた。したがって、一般市民と聖職者の間には対立関係よりも協調関係が優勢であったといえる<sup>(19)</sup>。

ただし、中世後期のブリストルでは都市政府と修道院の間に管轄領域をめぐる対立があった。1491年には、都市政府とセント・オーガスティン修道院 St. Augustine Monastery の間で、セント・オーガスティンズ・グリーン St. Augustine & Green とセント・マーク施療院 the Hospital of St. Mark およびその管轄区 precincts をめぐって対立が表面化する。問題となった管轄権には、十人組の査察権 view of frankpledge、修道院が独自の法廷を開催する権限およびバン・エール裁判違反を含む罰金収入を徴収する権限があった。この論争は、尚書部長官 Chancellor of England でもあった大司教モートン Morton と王座裁判所の首席判事 Chief Justice of the King & Bench であるジョン・フィノウ John Fyneux の仲裁によって一段落つくことになる。問題となった管轄領域については、都市政府の管轄下に置かれるが、そこから上がる収入については都市政府と修道院の間で折半することとなった<sup>(20)</sup>。

また、1515年にも対立が勃発している。セント・オーガスティン修道院の聖歌隊の数名が国王の課税の支払いを拒否した際に、都市役人が修道院の管轄領域に入り財産の一部を押収したのであった。これに対し修道院は都市役人を逮捕し、都市政府はその修道院の修道士を収監することで報復した。この時も、仲裁者がはいり、聖歌隊の者が課税を支払い、収監されたすべての者を釈放することとなった<sup>(21)</sup>。

1530年代には、都市政府は、エイヴオン河 the Avon にまたがるテンブル・フィー Temple Fee 地区における領主権を持つホスピタラーズ the Hospitallers と管轄領域をめぐる対立した。というのも、テンブル・クラウド（テンブル・フィーを包含するより広い行政区域）の司令官 Commander であるエドモンド・ハッシー Edmund Hussey と、ホスピタラーズの修道院長ウィリアム・ウェストン William Weston が、ブリストルの主要幹線道路であるテンブル・ストリート Temple Street における聖域特権とバン・エール裁判権を主張したからである。これに対し、都市政府は、1534年に星室裁判所 Star Chamber に訴え、ハッシーを都市特権の侵害で逮捕した。この結果、聖域特権の問題については、都市政府がテンブル・フィーにおける令状を送達する権限を与えられた<sup>(22)</sup>。そして、1540年代における修道院解散では、1542年の国王特許状によって、セント・オーガスティン修道院とホスピタラーズの管轄権は否定され、さらに1630年には独自の管轄領域を持っていた城も都市政府の管轄下に入った。こうして、少なくとも理論上は、市内全域が都市政府の管轄下におかれた<sup>(23)</sup>。

このように、中世後期のブリストルでは、都市政府と教会（修道院）の間に対立があったことは確かだが、いずれの場合も都市政府に有利な形で決着がついており、都市自治が根底から脅かされ

るようなことはなかった。これに対してノリッチは、中世以来司（主）教座都市であり、市壁内部の中心には司教座聖堂とそれに付属する修道院が存在し、市民たちはその修道院に所属する聖職者たちをよそ者として認識していただけでなく<sup>(24)</sup>、市内外の管轄領域をめぐる教会と都市政府が激しい争いを繰り返してきた経緯がある。争点となったのは、司教座聖堂管轄区の周辺に位置するトゥムランドTomland、レイトンロウRatonrowe、ホームストリートHolmstreet地区の管轄権、トゥムランドで開かれる歳市Pentecost Fairの開催権、郊外部suburbのイートンEatonとレイクナムLakenhamの放牧地の所有権であった。

1272年には、司教座聖堂付属修道院の修道士とトゥムランドの市民の間で対立が過熱し、市民が修道院を襲撃し、13名の死亡者を出しただけでなく、反乱の首謀者約30名が処刑・破門され、ヘンリ3世は2000ポンドの罰金を市民に課し、都市特権がその後4年間にわたり剥奪された<sup>(25)</sup>。さらに、1443年には市民によるパウロ改心日の宗教行列processionが反乱になる。市民たちは大聖堂を包囲し1429年の協定文書を破棄しようとした。1429年の文書とは、修道院周辺の地区と郊外部の地区に対する管轄権を都市政府が司教座聖堂付属修道院に譲るというものであったが、都市政府はそれに従わなかった。これに対し、ノリッチ修道院長ジョン・ヘヴァロンドJohn Heverlondが1441年に都市政府を相手取って裁判を起こした。おりからの市政内部の党派抗争が絡み、都市政府から追放されたトマス・ウェザビィWetherbyが修道院と手を結び都市政府を困らせようとしたことがあり、都市政府は敗北した。こうしたことが背景となって、1443年の反乱にいたる。市長ウィリアム・ヘンプステッドWilliam Hempstedを含む襲撃の首謀者が逮捕されロンドンに収監されただけでなく、以後4年間ノリッチは都市特権を剥奪された<sup>(26)</sup>。

宗教改革前夜の16世紀初頭においても修道院と都市政府の対立は続き、1517年にはウルジが調停に入り、都市特権の剥奪を脅しとして使いながら、1524年に一方的に裁定を下す。その内容は、修道院の壁内部はノフォクに属するものとし、トゥムランド、レイトンロウ、ホームストリートは都市政府の管轄下に、歳市の開催権は都市政府に与えた。修道院はイートンとレイクナムの80エイカの放牧地を都市政府に譲り、それに対して、都市政府は年20シリング支払うこととなり、それ以外の土地については権利を放棄した。宗教改革期には、1539年にヘンリ8世の開封勅許状によって主教座聖堂管轄区はノフォクから切り離され、ノリッチ都市政府の管轄下におかれた<sup>(27)</sup>。

いずれにせよ、宗教改革期までのノリッチでは、修道院と都市政府の間の対立が続き、それに市内の党派抗争と外部権力の干渉とが絡み合い、都市の自律性が特許状の剥奪などによって危機に晒されたのであった。16世紀のノリッチ都市政府は、外部権力への依存や市内の党派抗争が都市の自律性を脅かす危険性について認識していたと思われる。

以上のように、中世後期から宗教改革にいたる時期における教会および王権と都市の関係についてみると、ブリストルとノリッチの両市ともに、中世以来都市政府と教会の間には管轄領域をめぐる争いがあり、またそれに対する王権の介入が見られた。そして、その過程を通じて、都市政府が自らの管轄領域を拡大し、市内における錯綜した権限関係が整理されてきたといえる。しかし、こう

した共通点とともに相違点も浮かび上がってくるように思われる。都市政府と教会の間の対立関係がブリストルよりもノリッチにおいて深いこと、そして、王権の介入が、ブリストルにおいては都市政府にとって有利に作用したのに対し、ノリッチにおいては都市の自律性を根底から脅かすものであったことである。両市の間に見られるこうした対照が、宗教改革期の宗教的対立のあり方に大きな影響を及ぼしていると思われる。すなわち、市内における宗教的対立は、ブリストルのように外部権力との対立が小さい場合には前面に出てくるのに対して、ノリッチのように外部権力との対立が大きい場合には後景にひき、むしろ都市共同体の自律性・一体性を維持する方向に向かうのではないか。ノリッチの都市政府は、市内における党派抗争が容易に外部権力の干渉を招き、自治権を脅かされてきた歴史を経験し、そうした経験に基づいて宗教改革期には王権の介入を極力避けるために「寛容」政策をとったのではないか。それと対照的な歴史を経験してきたブリストルは、王権への依存傾向が強いことから、都市政府の宗教政策が国王の宗教政策に大きく左右されることになり、市内における宗教的対立をエスカレートさせることになったのではないか。

#### 4．都市共同体の内部編成

都市共同体の内部編成について検討を進めよう。まず、社会経済的背景についてであるが、16世紀前半から後半にかけて両都市ともに都市の社会経済構造に大きな変化が見られる。ブリストルでは、スペイン・地中海との奢侈品貿易への都市経済のシフトによって、大規模な卸売業者のグループが、都市の小売商人・手工業者層から次第に遊離していき、専門的な貿易商人（いわゆる‘mere merchant’）となって支配的な商人層を構成していく。16世紀半ばに最も重要な外国貿易商人たちがマーチャント・ヴェンチャラーズ組合 the Society of Merchant Venturers を創設したこともこれに対応している<sup>(28)</sup>。他方ノリッチでは、旧ウステッド工業の停滞によって、1570年代までには商業的機能が高まるが、織物工業の不況対策としてワロン人・オランダ人移民と新織物の導入が見られる<sup>(29)</sup>。両都市ともに商業的機能が高まりを見せたという点では共通しているが、しかし、それが都市経済に占めるウェイトという点では大きな違いがあり、ブリストルにおける商業的機能の圧倒的優勢とノリッチにおける工業的機能の相対的重要性の高さとは極めて対照的である。

こうした経済動向に対応して都市人口の階層分化が進展し、経済的利害の対立が深まったと想定することは容易である。しかしながら、特定の経済的利害が特定の宗派にむすびつき、経済的対立が宗教的対立に直接結びついたとは考えにくい。ブリストルではマーチャント・ヴェンチャラーズに結集する貿易商人と小売商・手工業者の間の対立があったが、教義・祈祷書・教会組織のあり方をめぐる対立と重なり合うことはなかった。ただ、経済的対立と結びついた政治的・社会的対立が、中世後期のカトリックのイデオロギーによって裏付けられた共同体理念にそぐわなくなってきたことは指摘できるであろう。ブリストルの保守派ロジャ・エッジワース Roger Edgeworth が嘆いたのはその点であった<sup>(30)</sup>。

16世紀のノリッチ都市政府は、貧民問題に大きな関心をよせた。大量の貧民の存在は社会秩序を脅かす危険性があったからである。ノフォクで起きたケットの乱Kett's rebellionがノリッチに迫った1549年に、救貧行政のために強制課税が導入されたことや、すでに触れたカトリックの陰謀が発覚した1570年に、包括的な貧民センサスが作成されたことには、市内の下層民がそうした反乱に関わることを未然に防ごうとする都市政府の意図が反映していたように思われる<sup>(31)</sup>。しかし、ケットの乱では、主要な問題となったのは宗教問題ではなく、困い込みを始めとする経済的な問題であり、また、叛徒がノリッチに迫ったのは、当市が彼らの直接の攻撃対象であったからではなく、地方の中心都市であったからである。また、1570年の事件の際には、首謀者たちは市内において支持者をそれほど見出すことはできなかったのである。したがって、ノリッチにおいても経済的対立が宗教的対立に直接結びつくことはなかったのである。

経済的対立が宗教的対立に直接結びついたことがないとするれば、政治的な背景はどうだろうか。ここでは、ブリストルとノリッチにおける市政の制度的枠組みとその担い手を中心に見ていく。16世紀のブリストル市政の制度的枠組みは、1499年のヘンリ7世の特許状によって規定されたものであるが、これにより都市政府は、1名の市長mayor、6名のオルダマンaldermen、2名のシェリフsheriffs、40名の市会議員common councilorによって構成されることになる。市長とオルダマンは治安判事をかね、また、市長はアサイズ裁判判事justice of assizeの2つのポストのうち1つをかねたので、都市は公式に国家の裁判・行政機構の中に組み込まれ、都市政府の権限強化と王権の浸透が進んだ。1499年国王特許状によれば、市長はオルダマンの中から選出され、オルダマンは市長と市会議員によって選出され、市会議員は市長と彼が指名した2名のオルダマンが指名した<sup>(32)</sup>。

他方、ノリッチ市政の制度的枠組みは、1415年市条例によって明確に規定されるが、これによれば都市政府は、1名の市長、24名のオルダマン、2名のシェリフ、60名の市会議員によって構成される。したがって、外枠はブリストルと基本的に類似している。そしてまた、1452年国王特許状によって、市長職を経験したオルダマン、法律顧問官は治安判事となることが規定され、またオルダマンの権限が市民共同体ではなく、国王に由来するものとなり、支配層の権限強化とともに王権の浸透が進んだ点で、ブリストルと基本的に類似している。ただ、都市役人の選出方法において、ブリストルの場合は、互選によるなどして「寡頭的」な性格が強いのにに対して、ノリッチの場合は、市会議員、2名のシェリフのうち1名、およびオルダマン（ただし終身職であったので現職者の死亡・解任に際してのみ選挙が行われる）が全フリーメンの投票によって選出され、また、市長職についても市会議員とフリーメンとが指名した2名の中からオルダマンとシェリフの無記名投票によって選出されており、「民主的」な選出方法がとられたといえる<sup>(33)</sup>。

次に都市政府の担い手についてみる。職業構成をみると、ブリストルの場合、商業関係の職業が圧倒的に優勢である。16世紀の市長とシェリフの職業は70%から85%が商業関係であり、また、市会議員の職業は、16世紀については不明だが、17世紀前半では市会議員の80%強が商業関係の職業であり、先に述べた都市経済の動向が反映している<sup>(34)</sup>。これに対して、ノリッチの場合、市会

議員、シェリフ、オルダマン、市長いずれについても商業関係の職業が優勢ではあるが、ブリストルと比較するとそれほどではない。特に市会議員の職業構成をみると、商業関係の占める割合は約30%であり、食料品業・織物業・皮革工業関係の占める割合がかなり大きい。都市経済における手工業的要素の強さが都市支配層の構成に大きく反映しているといえる<sup>(35)</sup>。したがって、その担い手からみると、ブリストルに比してノリッチの方が手工業的要素の強さが明確であるといえよう。

ドイツ宗教改革史研究では、宗教改革における市参事会の主導性を重視するのか、それとも市政改革＝民主化運動と宗教改革との結びつきを重視するのか、ということが大きな論点となっているが、この2つの都市を見る限り、市政改革＝民主化運動と宗教改革運動とが結びついた形跡はない。しかし、宗教的対立の現れ方に違いが生まれる要因として、市政の構造的特徴をあげることはできまいか。より「民主的」な都市では、都市共同体の一体性を維持するために宗派の多様性に対して「寛容」となる傾向があり、他方、「寡頭的」な都市では、支配層が権力強化を企図してより「排他的」に対応するために宗教的対立をエスカレートさせることになったと。さらに、政治構造と経済構造の間にはある程度の相関関係があったとすれば、すなわち、中世後期以来毛織物業を中心とする手工業的性格の強い都市では「民主的」な政治構造が見られ、商業的性格の強い都市では「寡頭的」な政治構造が見られたとすれば、社会経済的な背景も都市政府の宗教政策のあり方に、したがってまた宗教的対立のあり方に間接的にはあるが影響を及ぼしていたと考えられまいか。

## 5．おわりに

本稿では、ノリッチとブリストルを取り上げ、両市における宗教的対立のあり方の違いを生み出す要因として、主として都市と外部権力の関係、都市共同体の内部編成を検討してきた。本稿で試みた比較は、ややもすると、一方ではブリストルにおける寡頭支配の強さを、他方ではノリッチにおける共同体的結束の強さを過度に強調するかのようと思われる。しかしながら、それは本稿の意図するところではない。寡頭支配の強化の傾向は、近世都市において一般的にみられることであって、ブリストルに限られたことではない。ただし、ここで重視したいことは、都市における支配を共同体の結束にうたえながら実現していくやり方がありうることと、共同体としてのアイデンティティが外部権力と対峙することを通じて確認されることである。すなわち、「都市共同体」は、支配および外部権力との関係性において規定される存在であったということである。

とまれ、本稿は、宗教改革と都市の関連を探るための極めて大雑把なスケッチにすぎない。第1に、ブリストルとノリッチしか取り上げることができなかった。個別都市における宗教改革に関する研究が依然として少ないだけに、本稿での議論がどれだけの妥当性・一般性をもちうるのかは、今後注意深く検証していかなければならないであろう。他の地方中心都市や、都市の自律性の低い中小都市における宗教改革の展開についても検討を要する。第2に、本稿では都市共同体の大きな枠組みについてしか検討できなかったが、都市共同体を構成する部分共同体(ギルド、フラタニティ、

教区など)のレベルでの宗教的対立、またそれへの都市政府の対応についても今後の課題である。第3に、本稿で主として取り上げた時期は、1570年代までである。これは、宗教改革の展開が、ブリストルでもノリッチでも比較的早かったという事情によるが、1570年代以降の展開について、ピューリタン革命を展望しつつ説明することが課題となるであろう。

(かわさわ たつゆき・本学経済学部助教授)

- (1) A. G. Dickens, *The German Nation and Martin Luther*, London, 1974, p. 182.
- (2) P.ブリックレ『ドイツの宗教改革』田中真造・増本浩子訳, 教文館, 1991年, 182頁.
- (3) 増田四郎『西欧市民意識の形成』講談社学術文庫, 1995年(初版は1948年); 中村賢二郎編『宗教改革と都市』刀水書房, 1983年; 森田安一『スイス中世都市史研究』山川出版社, 1991年など.
- (4) C. Haigh, 'The Recent Historiography of the English Reformation', in C. Haigh ed., *The English Reformation Revised*, London, 1987. 1970年代以降の宗教改革史研究の動向については, 指昭博『宗教改革』岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流 修正主義の近世史』彩流社, 2000年, を参照.
- (5) 1970年代以降の都市史研究の動向については, 拙稿「都市」岩井・指編『イギリス史の新潮流』; 酒田利夫『イギリス都市史』三嶺書房, 1994年; 酒田利夫『イギリス社会経済史論集』三嶺書房, 2000年, を参照.
- (6) 宗教改革と都市の関連を扱った近年の研究としては, P. Collinson, *The Birthpangs of Protestant England: Religious and Cultural Change in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, London and Basingstoke, 1988; P. Collinson & J. Craig ed., *The Reformation in English Towns 1500-1640*, London, 1998; R. Tittler, *The Reformation and the Towns in England: Politics and Political Culture, c.1540-1640*, Oxford, 1998; V. Harding, 'Reformation and Culture 1540-1700', P. Clark ed., *The Cambridge Urban History of Britain*, II, 1540-1840, Cambridge, 2000, などがある. テイトラーの著書によりながら, 近世都市の性格を政治的な観点から論じたものとして, 拙稿「イギリス近世都市における寡頭支配」『高崎経済大学論集』42巻2号, 1999年, を参照.
- (7) B. Kümin, *The Shaping of a Community: The Rise and Reformation of the English Parish*, Aldershot, 1996; K. L. French, G. G. Gibbs & B. A. Kümin ed., *The Parish in English Life 1400-1600*, Manchester, 1997.
- (8) 共同体論的視角からのイギリス近世都市研究の整理としては, 拙稿「イギリス近世都市共同体論の動向」道重一郎・佐藤弘幸編『イギリス社会の形成史』三嶺書房, 2000年を, 「危機」と「安定」の議論については, イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房, 1999年, を参照. なお, 後者の拙評(『社会経済史学』66巻6号掲載予定)も参照.
- (9) ブリストルにおけるラティマをめぐる問題については, M. C. Skeeters, *Community and Clergy: Bristol and the Reformation c.1530-c.1570*, Oxford, 1993, pp. 38-46; E. Duffy, *The Stripping of the Altars: Traditional Religion in England 1400-1580*, Newhaven and London, 1992, pp. 379-381; G. R. Elton, *Policy and Police: The Enforcement of the Reformation in the Age of Thomas Cromwell*, Cambridge, 1972, pp. 112-117; C. Haigh, *English Reformations: Religion, Politics, and Society under the Tudors*, Oxford, 1993, p. 140.
- (10) ウィシャートの問題については, Skeeters, *Community and Clergy*, pp. 51-56; A. D. Dickens, *The English Reformation*, 2nd ed., London, 1989, p. 216.
- (11) 市長のクレメント・ベイスはラティマの思想を支持していた可能性が高く, また, 歴代の市長, シェリフの中には明らかに改革派に属する者がいる. デヴィッド・ハットン David Hutton (1527年にシェリフ), ウィリアム・シップマン William Shipman (1520年にシェリフ, 1533-4年に市長), ウィリアム・ケアリ William Cary (1531年にシェリフ, 1546年に市長), ウィリアム・キルケ William Kelke (1529年にシェリフ)らである. ハットンはロラード派との関係があったと思われる. シップマンの遺言書はプロテスタントの傾向が強く表れており, シップマンとケアリはハットンの遺言書の監督者 overseer である. シップマン, ケアリ, キルケには熱烈なプロテスタントの親戚がいる. 彼らは, 1533年の国王評議会への請願に署名している. Skeeters, *Community and Clergy*, pp. 41-42.

- (12) オルダマンの宗派構成については、マクレンドンが遺言書を利用して分析している。ヘンリ8世の治世では、遺言書は17通残存するが、15通は伝統的なパターンで、聖人による執り成し、あるいはミサのための寄付に関する記述があり、残り2通は聖人に対する祈願およびミサのための寄付に関する言及がなく、キリストに魂を委ねている。エドワード6世の治世では、9通残存するが、4通は神のみに魂を委ね、マリア、諸聖人、キリストへの言及がなく、1通は魂を誰に委ねるかについての言及がなく、4通はキリストに言及しているが、マリアおよび諸聖人への言及はない。メアリ1世の治世では、13通残存するが、8通は諸聖人あるいはミサのための寄付への言及があり、4通は魂を神とキリストに委ね、1通は魂を神のみに委ねている。エリザベス1世の治世では、1558-9年の伝染病（おそらくインフルエンザ）の流行によって10名のオルダマンが死亡するが、うち6名の遺言書にはミサや諸聖人への言及があり、残り4名の遺言書は信仰上の傾向を表す手がかりを残していない。この時新たに就任したオルダマン10名のうち、2名については1558年の時点でプロテスタントであったことが他の情報から確認でき、8名については、7名の遺言書が残存しており、諸聖人への言及がなく、キリストに魂を委ねている。伝染病の流行期を生き抜いた残りの14名のうち、3名は他の情報からカトリックである可能性が高いことが判明し、残り11名のうち10名については遺言書が残存しており、プロテスタントである可能性が高い。M. C. McClendon, *The Quiet Reformation: Magistrates and the Emergence of Protestantism in Tudor Norwich*, Stanford, 1999, pp. 68-70, 130-132, 180-182, 194-199.
- 遺言書の信仰の前文を用いて信仰の立場を推定するという方法の問題点は、多くの研究者によって指摘されてきた。本稿ではこの点について詳しく論じることができないが、以下の研究を参照。Duffy, *Stripping of the Altars*, chapter 5; M. Spufford, *Contrasting Communities: English Villagers in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, Cambridge, 1974, pp. 319-344; M. Spufford, 'The Scribes of Villages' Wills in the Sixteenth and Seventeenth Centuries and Their Influence', in M. Spufford, *Figures in the Landscape*, Aldershot, 2000.
- (13) ロンドンについては、S. Brigden, *London and the Reformation*, Oxford, 1989, pp. 404-417を、ノリッジについては、McClendon, *Quiet Reformation*, pp.81-85を参照。
- (14) McClendon, *Quiet Reformation*, pp.154.
- (15) ギャレットによれば、メアリ治世の迫害によって800名が亡命し、472名の氏名・出身地について手がかりを得ることができるが、そのうちノリッジ出身者である可能性が高いのは4名であり、それを確定できるのは1名だけである。C. H. Garrett, *The Marian Exiles: A Study in the Origins of Elizabethan Puritanism*, Cambridge, 1938, quoted in McClendon, *Quiet Reformation*, pp.154-155.
- (16) McClendon, *Quiet Reformation*, pp. 224-229.
- (17) McClendon, *Quiet Reformation*; M. C. McClendon, 'Religious Toleration and the Reformation: Norwich Magistrates in the Sixteenth Century', N. Tyacke ed., *England's Long Reformation 1500-1800*, London, 1998.
- (18) Skeeters, *Community and Clergy*, pp. 122-129.
- (19) Skeeters, *Community and Clergy*, p. 33.
- (20) Skeeters, *Community and Clergy*, p. 68.
- (21) Skeeters, *Community and Clergy*, p. 69.
- (22) Skeeters, *Community and Clergy*, pp. 69-71.
- (23) M. D. Lobel & E. M. Carus-Wilson, 'Bristol', M. D. Lobel ed., *The Atlas of Historic Towns*, Baltimore, 1975, pp. 14-15.
- (24) N. P. Tanner, *The Church in Late Medieval Norwich 1370-1532*, Toronto, 1984, pp. 25, 143.
- (25) W. Hudson & J. C. Tingey ed., *The Records of the City of Norwich*, I, 1906, pp. xiv-xv, xxx-xxxii; J. Campbell, 'Nowich', Lobel ed., *Atlas of Historic Towns*, p. 12; McClendon, *Quiet Reformation*, pp.46-47.
- (26) Hudson & Tingey ed., *Records of the City of Norwich*, I, pp. lxxix-xciii; Tanner, *Church in Late Medieval Norwich*, pp. 146-152; Campbell, 'Nowich', pp. 15-16; McClendon, *Quiet Reformation*, pp. 47-51. ウェザビー派はサフォク伯を、市政府（反ウェザビー派）はグロスタ伯を、それぞれ後ろ盾とし、外部権力を巻き込んで争いを展開した。
- (27) Hudson & Tingey ed., *Records of the City of Norwich*, I, pp. cx-cxii; Tanner, *Church in Late Medieval*

- Norwich, pp. 153-154; McClendon, *Quiet Reformation*, pp. 56-60.
- (28) 16世紀ブリストルの経済動向については, D. Sacks, *The Widening Gate: Bristol and the Atlantic Economy, 1450-1700*, Berkeley, 1991, chapter 1, 2; 坂巻清「イギリスにおけるクラフトギルドの崩壊過程  
ブリストルの場合 (下)」『研究年報 経済学』35巻2号, 1973年を, 16世紀ブリストルのマ  
ーチャント・ヴェンチャラーズについては, P. McGrath, *The Merchant Venturers of Bristol: A History  
of the Society of Merchant Venturers of the City of Bristol from its Origin to the Present Day*, Bristol,  
1975, chapter 1, 2を参照.
- (29) 16世紀ノリッチの経済動向については, J. F. Pound, 'The Social and Trade Structure of Norwich  
1525-1575', *Past and Present*, 34, 1966; J. F. Pound, *Tudor and Stuart Norwich*, Chichester, 1988,  
chapter 5を参照.
- (30) Sacks, *Widening Gate*, pp. 231-232. エッジワースについては, Skeeters, *Community and Clergy*,  
chapter 4; Duffy, *Stripping of the Altars*, pp. 471-472を参照.
- (31) J. Pound, *Poverty and Vagrancy in Tudor England*, London, 1971, p. 61; J. Pound ed., *The Norwich  
Census of the Poor 1570*, *Norfolk Record Society Publications*, XL, Norwich, 1971, pp. 8-9.
- (32) Sacks, *Widening Gate*, p. 163; 坂巻「イギリスにおけるクラフトギルドの崩壊過程」, 33頁; D. H.  
Sacks, 'Celebrating Authority in Bristol, 1475-1640', S. Zimmerman & R. F. E. Weissman ed., *Urban  
Life in the Renaissance*, pp. 202-203; M. Weinbaum, *British Borough Charters 1307-1660*, Cambridge,  
1943, p. 40.
- (33) Hudson & Tingey ed., *Records of the City of Norwich*, I, pp. 37, 93-108; 拙著『イギリス近世都市の研究』  
三嶺書房, 1998年, 156-161頁.
- (34) Sacks, *Widening Gate*, pp. 165-169; Sacks, 'Celebrating Authority', pp. 203-204.
- (35) Pound, *Tudor and Stuart Norwich*, p. 72; B. H. Allen, 'The Administrative and Social Structure of the  
Norwich Merchant Class 1485-1660', Unpublished Ph. D. thesis, University of Harvard, 1951, p. 270; 拙  
著『イギリス近世都市』, 165-171頁.

[ 付記 ]

本稿の骨子は, 2000年5月12日に大阪ガーデンパレスで開催された「イギリス都市・農村共同体研究会」  
において報告する機会を与えられた。当日出席された諸氏からは, 多くの有益なコメントを頂くことが  
できた。記して謝意を表したい。なお, 本稿は, 1999年度高崎経済大学特別研究奨励金による研究成果  
の一部である。